

広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の実現 教育県

広島県 教育に関する大綱

～ 一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、
多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり ～

—目次—

●総 論 (1p~)

【1】乳幼児期における質の高い教育・保育の推進 (5p)

【2】「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底 (5p~)

【3】「これからの中社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進 (6p)

【4】一人への多様な個性・能力をさらに生かし、他者と協働しながら
新たな価値を創造していくことができる力の育成 (7p~)

【5】今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する
人材の育成 (9p)

【6】教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援 (10p)

【7】教職員の力を最大限に發揮できる環境の整備 (11p)

【8】安全・安心な教育環境の構築 (11p~)

【9】生涯にわたって学び続けるための環境づくり (13p)

●参考資料 広島県 教育に関する大綱 構成イメージ

平成28年2月



総論

本県の育成すべき人材

本県では、本県の目指す姿（将来像）を県民みんなで共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるため、平成22年10月に、「ひろしま未来チャレンジビジョン」を策定し、「人づくり」、「新たな経済成長」、「安心な暮らし」、「豊かな地域づくり」の4つの政策分野での挑戦を展開してきている。

その中でも特に「人づくり」については、すべてに共通する基盤であるとの認識のもと、着実に取り組んできており、本県がさらなる成長や持続的な発展を遂げていくためには、それを支えることのできる人材の育成、すなわち、「教育」の果たす役割が、これまで以上に重要なとなる。

本県教育の現状

本県では、平成10年の文部省は正指導以降、県民の皆様に信頼される公教育の実現に向け、教育改革のための仕組みづくりと教育の中身づくりに取り組んできた。

その結果、校長権限が確立されるなど、適正な校務運営が行われるようになるとともに、教育内容でも、「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が表れ、全国水準を上回るところまでおり、かつて「教育県広島」と呼ばれた水準にまで回復している。

一方で、県全体の学力は向上してきたものの、ここ数年は伸び悩みの状況が続いていることや、学年が上がるにつれて、学習意欲が低くなる傾向が見られることが多い課題がある。

また、現在、グローバル化の進展などにより、様々な課題が複雑化・高度化する中で、ますます社会は先行き不透明な状況になつてきており、児童生徒には、こうした社会をたくましく生きいく資質・能力を身に付けることが求められるなど、本県教育や教育を取り巻く環境は新たな時代に向けた転換期を迎えている。

このため、本県教育が絶えず成長・発展しながら次のステージへと進んでいくことができるよう、本県教育の歴史を踏まえたこれまでの取組をベースに、新たな時代に応じた取組に果敢に挑戦していく必要がある。

このような先行き不透明な社会においては、様々な課題がありますが、変化・複雑化・高度化し、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことがあります難しくなっています。

また、こうした社会的変化の影響は、身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる。

このような先行き不透明な社会においては、学校で学んだ知識や技能を定型的に適用して解決できる問題は少なくなり、これまで培ってきた知識・技能や経験などでは解を見出すことが困難な問題から最善解を導くことが必要となつくることから、自ら深く考え、知識や情報を統合して新しい価値を創り出す力、さらには、多様な他者と協働・協調できる力を有する人材が求められる。

また、一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協働・協調しつつ、自己実現と社会貢献を図ることが重要であり、一人一人がそれぞれのニーズに応じた多様な学習を、あらゆる機会にあらゆる場所において主体的に行い、そこで得た力を社会に生かしていくことが大切である。

こうしたことから、本県では、「幼児期から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域、さらには経済界や産業界も含めた「オール広島県」で、「生涯にわたって主に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成していく。

また、本県がさらなる成長や持続的な発展を遂げていくことができるよう、広島で生まれ、育ち、住み、学んだ者として、広島への深い愛着や広島で学んだことへの誇り、将来広島に貢献したいという意欲などを持つとともに、論理的思考・表現力、課題発見・解決力などの“高度な資質・能力”を有した、本県産業の持続的発展を支える人材や地域の安心な暮らしを支える人材などの「様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材」や、グローバルに活躍する人材やイノベーションを実現する人材、持続可能な社会を構築し、国際社会の平和と発展に貢献できる人材などの「世界を舞台に活躍できる人材」など、多様で厚みのある人材層を形成していく。

「広島らしい」教育の推進

このため、本県では、児童生徒が、他者と協働しながら、習得した知識を活用することにより、より深い知識の習得やスキルの育成を図ることができる「主体的な学び」を創造していくこととし、

- ◆乳幼児期において、教育委員会と福祉部局など関係するすべての部局が連携した家庭教育への支援や質の高い教育・保育の推進
- ◆初等中等教育段階において、これまでの「何を知っているか」を重視した「知識ベースの学び」に加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの中社会で活躍するために必要な資質・能力（コンピテンシー：知識、スキル、意欲・態度、価値観・倫理観など）の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動、すなわち「学びの変革」の全国に先駆けた全国的な展開
- ◆高等教育段階において、初等中等教育で培ってきた資質・能力をさらに発展・向上させるとともに、各分野における高度な専門教育により、社会が求められる資質・能力を身に付けた高度人材の育成

を行っていく。

(ウ)

- ◆教育委員会と研究機関や企業が連携した一人一人の学習特性を踏まえた特別支援教育
- ◆児童生徒の心を耕すことに重点を置いた積極的な生徒指導
- ◆公民館、図書館をはじめとする学びの場を拠点とした生涯学習・社会教育
- ◆本県が有する貴重な文化財や伝統文化、本県スポーツのけん引役となつているプロスポーツなども活用した芸術・文化・スポーツの振興

など、広島県の歴史的経緯や地理的条件、さらには、本県が世界平和を発信する拠点として期待されていることも踏まえ、本県の特徴を最大限生かした教育を、「幼稚園から大学・社会人まで」を見据え、本県のわらゆる力を結集し、発達段階に応じて推進していくことにより、一人一人に生涯にわたって主体的に学び続ける力を育成していく。

その際、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、高等学校と大学等の学びの連携・接続について、学校段階ごとの特徴を踏まえつつ、前の学校段階での教育が次の段階で生かされるよう、学びの連続性を確保していく。

また、すべての子供が、生まれ育った環境に左右されることはなく、また、障害の有無にかかわらず、生涯にわたって主体的に学び続ける力を持った人に付けることができるよう、教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等に対し、教育委員会と関係機関が連携した必要な支援を行う。

こうした教育を着実に推進していくため、学校教育の直接の担い手である教職員の力を最大限に發揮できる環境の整備や、児童生徒が安全で安心して学ぶことのできる教育環境の構築、生涯にわたって学び続けるための環境の整備など、児童生徒や学校の教育を支える環境も整備していく。

オール広島県で取り組む「日本一の教育県」の実現

「広島らしい」教育を推進し、本県が目指す人材を育成していくためには、国・公・私立あるいは県立・市町立という学校の設置者の違いを越え、「広島県にある教育機関」として、それぞれの主体性は尊重しつつも「広島県としての目標」を共有するなどの連携を図り、経済界や産業界などの協力も得る中で、「オール広島県」として一丸となって、本県の先進性や特色を生かした教育を積極的に推進するとともに、全国に発信していくことで、広島で生まれ、育ち、住み、学んだすべての者が、将来、「広島で学んで良かった」と思える、さらには、「広島で学んでみたい」と思われる日本一の教育県を実現していく。

こうした本県の目指す姿の実現に向け、今後おむね5年間において必要な施策を展開していくため、本県教育が特に重視していく方向性を次のとおり整理し、「大綱」として取りまとめた。

広島県 教育に関する大綱 構成イメージ

人づくり

ひろしま未来チャレンジビジョン

新たな経済成長

安心な暮らしづくり

豊かな地域づくり

教育に関する大綱

一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり

- 【総論】 ◆本県教育の現状 ◆本県の育成すべき人材 ◆「広島らしい」教育の推進
◆オール広島県で取り組む「日本一の教育県」の実現

◆就学前教育

- 【1】乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

- ◆幼児期における教育・保育の在り方と課題
◆本県における質の高い教育・保育の推進

◆学校教育

- 〔初等中等教育段階〕
【2】「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底
【3】「これからの中社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進

- ◆「生きる力」の育成
◆「基礎・基本」の徹底
◆初等中等教育段階における「主体的な学び」を促す教育活動

- 〔高等教育段階〕
【4】一人一人の多様な個性・能力をさらに生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

- ◆多様で厚みのある人材層の形成
◆多様な価値観の受容
◆特別支援教育の考え方を生かした指導の工夫
◆県立学校の体制整備
◆学校教育以外での取組

- 〔高等教育段階〕
【5】今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

- ◆高度人材の育成
◆大学連携の推進

- 〔6〕教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

- ◆教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援の在り方
◆障害のある児童生徒への支援 など

◆学校教育等を支える環境

- 〔7〕教職員の力を最大限に發揮できる環境の整備

- ◆教職員一人一人の力を最大限に發揮できる環境の整備
◆教育水準の向上
◆日本一の教員集団の形成

- 〔8〕安全・安心な教育環境の構築

- ◆安心して学べる環境の構築
◆学校における安全確保
◆家庭教育への支援 など

- 〔9〕生涯にわたって学び続けるための環境づくり

- ◆生涯学習を進める環境づくり
◆スポーツ・文化に親しむ環境づくり

教育振興基本計画

平成25年6月14日
閣議決定

(目次)

前文

第1部 我が国における今後の教育の全体像

I 教育をめぐる社会の現状と課題

- (1) 教育の使命
- (2) 我が国における諸情勢の変化
 - ①グローバル化や少子化・高齢化など社会の急激な変化
 - ②我が国が直面する危機
 - ③東日本大震災からの教訓
 - ④社会の方向性

II 我が国の教育の現状と課題

- (1) 第1期計画の成果と課題
- (2) 義務教育修了までの段階における現状と課題
- (3) 高等学校における現状と課題
- (4) 生涯学習に関する現状と課題
- (5) 第1期計画の総括と今後の方向性

III 四つの基本的方向性

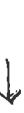
- (1) 社会を生き抜く力の養成
- ～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～
- (2) 未来への飛躍を実現する人材の養成
- ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
- (3) 学びのセーフティネットの構築
- ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
- (4) 繋づくりと活動力あるコミュニケーションの形成
- ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

- (1) 教育政策の意義
- (2) 四つの基本的方向性を実現するための共通理念
- (3) 教育における多様性の尊重
- (4) 生涯学習社会の実現に向けた「統」の継続
- ③各セクターの役割分担を踏まえた社会全体の「横」の連携・協働
- ④教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働
- (3) 教育投資の在り方

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成	36
(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組	
成績目標1 「生きる力」(能力)の確実な育成	37
基本施策1 滞かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実	38
基本施策2 豊かな心の育成	40
基本施策3 他やかな体の育成	41
基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上	42
基本施策5 幼児教育の充実	43
基本施策6 特別なニーズに対する応応した教育の推進	44
基本施策7 各学校段階における組織的な検証改善サイクルの確立	
(2) 主として高等教育段階の学生を対象にした取組	45
成績目標2 (課題探査実能力の修得)	
基本施策8 大学等の質の保証	45
基本施策9 大学等の質の保証	47
(3) 初等中等教育段階の児童生徒等及び高等学校の学生双方を対象にした取組	48
基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築	
(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組	50
成績目標3 (生涯を通じた自己・協働・創造に向けた力の修得)	50
基本施策11 現代的・社会的な課題に對応した学習等の拡張	50
基本施策12 学習の質の保証と評価・活用の推進	51
(5) 生涯の各段階を通じて推進する取組	52
成績目標4 (社会的・職業的自立に向けた能動性・職業教育の充実・職業教育への接続支援)	
基本施策13 キャリア教育の充実・職業教育の充実・専門人材・高度職業人の育成の充実・強化	
基本施策14 プラットフォームによる中核的専門人材・高度職業人の育成の充実・強化	
(6) 未来への飛躍を実現する人材の養成	53
成績目標5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)	55
基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究観点の形成	56
(7) 大学等の研究力強化の促進	57
成績目標6 (安全・安心な教育環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保)	
基本施策16 外国語教育、双方の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成の強化	
(8) 未だ未開拓の学習機会等の開拓	58
成績目標7 (安全・安心な教育環境の整備)	
基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援	60
(9) 基本施策18 学習や社会への困難を越える者を対象とした教育支援	60
(10) 基本施策19 教育研究開拓の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保	63
(11) 基本施策20 児童生徒の個性・才能の発揮	63
(12) 基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関(COC学会)の推進	67
(13) 基本施策22 家庭教育の充実など家庭における児童生徒等の安全の確保	67
(14) 基本施策23 現場重視の学校運営・地域教育行政の改革	69
(15) 基本施策24 キャリアかで質の高い教職員等の指導体制の整備	69
(16) 基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境・協働体制の整備	71
(17) 基本施策26 大学等におけるガバナンス機能の強化	72
(18) 基本施策27 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備	74
(19) 基本施策28 私立学校の振興	75
(20) 基本施策29 社会能力建設体制の強化	76
(21) 基本施策30 東日本大震災からの復旧・復興支援	77



[法令資料]

○教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政法

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法 第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3～4（省略）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講すべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講すべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関

して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

（組織）

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。…

（任命）

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～4（省略）

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（…）である者が含まれるようにしなければならない。